

LGWAN回線を利用したデータ伝送による口座振替事務取扱要領

この要領は、口座振替収納事務取扱要綱（以下「要綱」という。）及び口座振替事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、LGWAN回線を利用したデータ伝送（以下「データ伝送方式」という。）による口座振替の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 取扱いの対象

- ア 取扱対象金融機関は、別に定める「LGWAN回線を利用したデータ伝送による水道料金・下水道使用料等の口座振替に関する覚書」をとりかわした金融機関とする。
- イ 取扱対象料金は、水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料とする。
- ウ 取扱対象日は、要綱第8条第1項に定めた所定振替日（以下「所定振替日」という。）とする。ただし、所定振替日以外の日についても両者合意のうえ取扱うことができるものとする。

2 処理運行

本取扱いによる振替事務処理運行の概要については、別表1のとおりとする。

(1) 金融機関への伝送

- ア 管理者は、水道料金・下水道使用料等納入通知に替えて、口座振替依頼データをデータ伝送方式により所定振替日の4営業日前までに伝送するものとする。所定振替日に定例分と再振替分の異なる振替分がある場合には、振替内容単位で伝送を行う。なお、預金口座振替送付書（以下「送付書」という。）（様式1）を別途金融機関へ送付する。
- イ 取扱金融機関は、送付書及び伝送された口座振替依頼データ（請求件数・金額）を確認するものとする。

(2) 処理

ア 処理日程

データ伝送方式における処理日程については、別表1の流れに従い、所定振替日に振替処理が遅滞なく行われるよう細心の注意を払うものとする。

イ 管理者への報告

取扱金融機関は、振替内容単位の口座振替結果データをデータ伝送方式により伝送し、所定振替日の2営業日後の正午までに管理者が取得可能な状態にしておかなければならない。なお、下記（ア）を作成のうえ、所定振替日の2営業日後までに管理者へ報告するものとする。ただし、下記（ア）の記載項目を全て満たした報告書であれば、取扱金融機関の指定様式での報告も可能とする。

（ア） 預金口座振替報告書（様式1-(1)）

ウ 整理保管

取扱金融機関は、振替済者をデータ又は、一覧表等により、送付書（様式1－(2)）とともに善良なる管理のもとに整理保管するものとする。

(3) マルチファイルによる伝送

管理者もしくは取扱金融機関にて、複数金融機関の口座振替データや定例分と再振分の口座振替データをひとつのファイルに集約したマルチファイルにて伝送を行う場合は、管理者と取扱金融機関でデータの送受信や処理方法について事前に協議したうえで実施するものとする。

(4) その他

ア 振替依頼の中止

要領に定めた振替依頼の中止の例によるものとする。

（預金口座振替中止連絡票（様式2））

イ 再振替及びその送付方法等

要綱第8条第1項第2号に基づく所定振替日に振替不能となった水道料金等の再振替は、要領に定めた再振替及びその送付方法等の例によるものとする。

3 口座振替データの取扱い

(1) レコードフォーマット

口座振替依頼データ、口座振替結果データのレイアウトは全銀協規定フォーマットに準じ、各レコードの項目や内容については別表2のとおりとする。

4 帳票の取扱い

(1) 預金口座振替送付書（様式1－(2)(3)）

(2) 預金口座振替報告書（様式1－(1)）

取扱金融機関は、所定振替日の振替結果にもとづき、振替済、振替不能別の件数・金額を記載するものとする。

(3) 預金口座振替中止連絡票（様式2）

口座振替事務取扱要領8－(1)に定めたとおりとする。

(4) 用紙の調達

報告書等の作成に使用する用紙は、帳票作成者において調達するものとする。

(5) 帳票の管理

取扱金融機関は、管理者が交付した帳票の取扱いについて善良なる管理の注意をもって保管し、管理者は必要に応じて報告を求めることができる。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

預金口座振替報告書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

金融機関名

下記のとおり別段預金口座に振込みましたので報告します。

項目	件数	金額	振替指定日	金融機関コード
送付			令和 年 月 日	
			備考	
振替済				
振替不能				
計				

◎上記明細は別添のとおり。

(金融機関→局)

預金口座振替送付書

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者



下記のとおり送付しましたのでご査収のうえ振替して下さい。

項目	件数	金額	振替指定日	金融機関コード
送付			令和 年 月 日	
振替済				
振替不能				
計				

◎上記明細は別添のとおり。

(金融機関)

預金口座振替送付書 (控)

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者

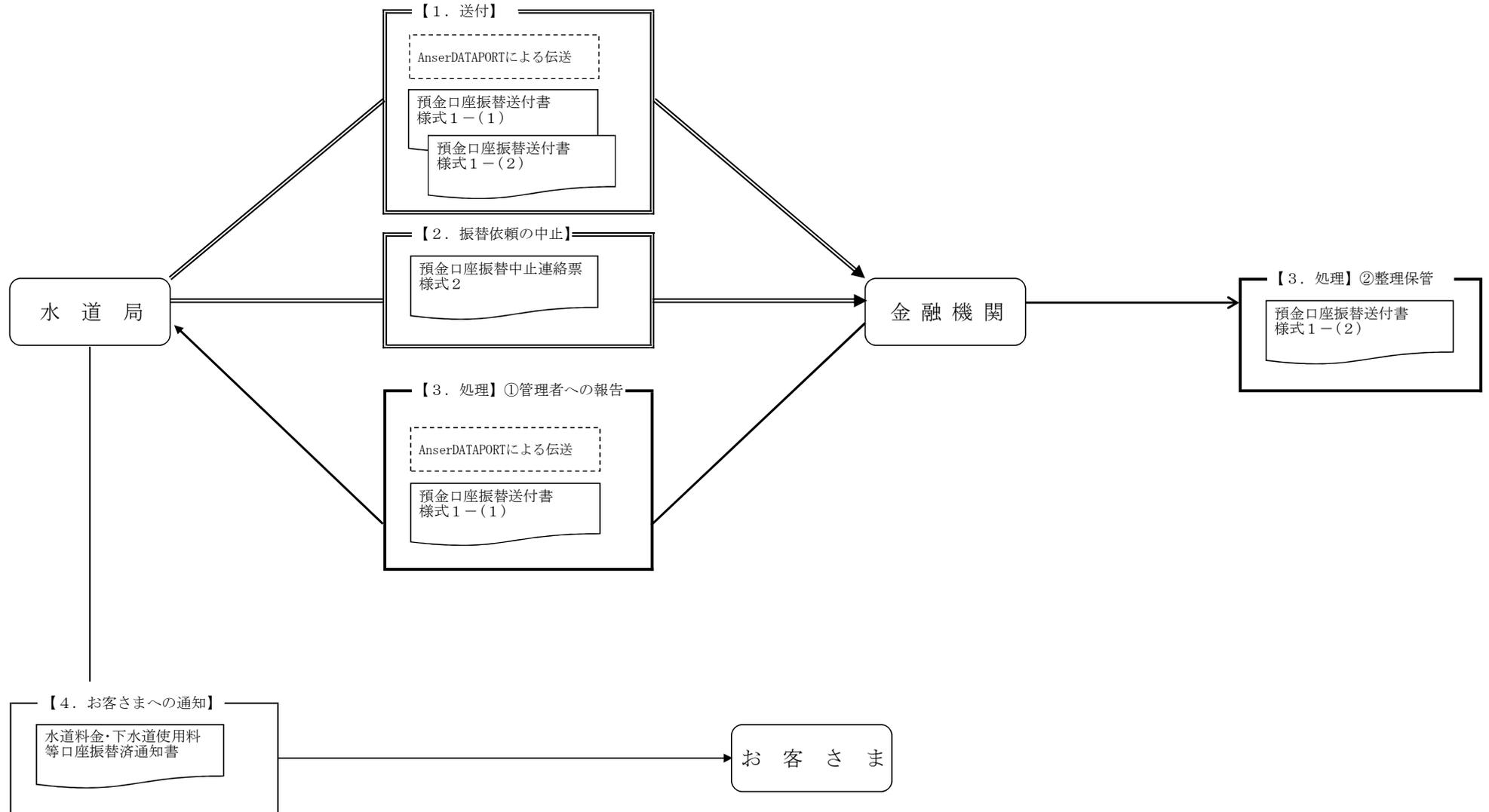
項目	件数	金額	振替指定日	金融機関コード
送付			令和 年 月 日	
振替済				
振替不能				
計				



(局 保管)

別表1

処理運行図（データ伝送用）



別表2

新潟市水道局「預金口座振替」データのレコードフォーマット

1. レコードフォーマット

(1)ヘッダー・レコード

No.	項目名	桁数	※タイプ	内 容
1	データ区分	1	N	「1」固定・・・ヘッダーレコード
2	種別コード	2	N	「91」固定・・・預金口座振替
3	コード区分	1	N	「0」・・・JIS(MS-DOS) 「1」・・・EBCDIC(IBM)
4	委託者コード	10	N	金融機関指定の委託者毎のコード
5	委託者名	40	C	委託者名をカナ文字で示す。例.「ニイガタシ ストウキョク(キョウムカ)」
6	引落日	4	N	口座振替月日の4桁。(MMDD)で指定
7	引落金融機関番号	4	N	統一金融機関番号(全銀コード)
8	引落金融機関名	15	C	引落金融機関名をカナ文字で示す。※任意項目,省略時はスペース
9	引落支店番号	3	N	統一店番号
10	引落支店名	15	C	引落支店名をカナ文字で示す。※任意項目,省略時はスペース
11	預金種目(委託者)	1	N	1:普通預金, 2:当座預金, 9:その他
12	口座番号(委託者)	7	N	委託者の口座番号
13	予備	2	N	支所コード:“01”固定
		6	N	請求対象年月分 例.「200907」
		1	N	検針区(0:再振替17日振替 1:1区26日振替 2:2区2日振替 4:毎月17日振替)
		1	N	定例・再振替区分(0:定例 1:再振替)
		7	C	スペース

(120)

(2)データ・レコード

No.	項目名	桁数	※タイプ	内 容
1	データ区分	1	N	「2」固定・・・データ・レコード
2	引落金融機関番号	4	N	統一金融機関番号(全銀コード)
3	引落金融機関名	15	C	カナ文字および英数字※任意項目,省略時はスペース
4	引落支店番号	3	N	統一店番号(全銀コード)
5	引落支店名	15	C	カナ文字および英数字※任意項目,省略時はスペース
6	ダミー	3	N	世代
		1	N	清算回数
7	預金種目	1	N	「1」・・・普通預金,「2」・・・当座預金,「3」・・・納税準備預金,「9」・・・その他
8	口座番号	7	N	預金者の口座番号
9	預金者名	30	C	カナ文字および英数字
10	引落金額	10	N	口座振替すべき金額(上下水道の合計料金)
11	新規コード	1	N	「0」・・・その他
12	顧客番号	8	N	水栓番号
		3	N	世代
		1	N	請求回数
		8	N	水道使用料
13	振替結果コード	1	N	振替処理結果に基づきコードを記録する。 「0」・・・振替済,「1」・・・預金不足,「2」・・・解約又は取引なし, 「3」・・・預金者の都合による振替中止,「4」・・・振替依頼書なし, 「8」・・・局の依頼による振替中止,「9」・・・その他
14	ダミー	8	C	スペース

(120)

(3)トレーラ・レコード

No.	項目名	桁数	※タイプ	内 容
1	データ区分	1	N	「8」固定・・・トレーラ・レコード
2	合計件数	6	N	データ・レコードの合計件数(振替請求件数)
3	合計金額	12	N	データ・レコードの合計金額(振替請求金額の合計)
4	振替済件数	6	N	金融機関での振替済件数
5	振替済金額	12	N	金融機関での振替済金額の合計
6	振替不能件数	6	N	金融機関での振替不能件数
7	振替不能金額	12	N	金融機関での振替不能金額の合計
8	ダミー	65	C	スペース

(120)

(4)エンド・レコード

No.	項目名	桁数	※タイプ	内 容
1	データ区分	1	N	「9」固定・・・エンド・レコード
2	ダミー	119	C	スペース

(120)

※N は数値データ(numeric)右詰め,残り前「0」

C は文字データ(character)左詰め,残りスペース